

図書館 情報局

田沢湖図書館 ☎ 43-1307

5休 3日（憲法記念日）、4日（みどりの日）、5日（こどもの日）、7日（月）、14日（月）、21日（月）、28日（月）

学習資料館 ☎ 43-3333

5休 7日（月）、14日（月）、21日（月）、28日（月）、31日（木・月末整理休館日）

イベント交流館（新潮社記念文学館） ☎ 43-3333

5休 28日～6月2日（展示替休館）

田沢湖図書館

おはなし玉手箱

紙芝居、手話、歌、読み聞かせ、そして、こまっちゃんの手品！

いつものように、みんなで楽しいひとときを過ごしましょう。

●日時／5月26日（土） 10：00～正午

●場所／田沢湖図書館 2階会議室

※入場は無料です。



田沢湖図書館

子どもたちへ おかあさんへ

すてきな絵本がいっぱい！

「げんきにおよげ こいのぼり」今関信子／「ねないこ せかいチャンピオン」ショーン・テイラー／「ぼくのえんそく」穂高順也／「はるになったら」シャーロット・ゾロトウ／「たにのそこの きいろいやねのいえ」ふくだとしお+あきこ／「ねえ ママ」こやま峰子／「むしばいつかの おひっこし」にしもとやすこ／「図解絵本 東京スカイツリー」モリナガ・ヨウ／「はる・なつ・あき・ねこ」くわの木 すずめ／「たんぽぽのおくりもの」片山令子／「なないろの花はどこ」はまざき えり／「おかあさんと いっしょに」クリストファー・ガンソン

【しかけえほん】

「はみがきしましょ」「ギャロップ！！」

「だれかな だれかな？」

●このほか、新中学生のみんなへ「野球」「剣道」「テニス」…

●おかあさんと小さなこどもたちへ「ディズニーの知育絵本」…

学習資料館

新潮社から寄贈された図書を紹介します

「国境越え」椎名誠／「紳士協定—私のイギリス物語—」佐藤優／「とりあたま JAPAN—日はまた昇る！編—」西原理恵子／「言語小説集」井上ひさし／「兄よ、蒼き海に眠れ」佐江衆一／「タダイマトビラ」村田沙耶香／「命をつないだ道」稲泉連／「兵隊先生」松本仁一／「生涯七句であなたは達人」辻桃子／「白洲正子のきもの」白洲正子／「昭和史を陰で動かした男」松本健一／「鉄道復権」宇都宮浄人／「股間若衆」木下直之

●新潮社文庫新刊も多数寄贈されています。

このほか、たくさんの新着図書が入ってきています。

不要になった絵本、眠っている絵本は

「スギッチ リサイクル文庫」へ

寄贈してください

●回収する本…幼児向け・小学校低学年向けの絵本（痛みが少なく再利用に十分耐えられるもの）

●回収方法／県立・市町村立図書館へご持参ください。（図書館がない市町村では公民館図書館で受付）

回収した絵本は、希望する幼稚園・保育所等に配布します。ご協力をよろしくお願いします。

●連絡先／秋田県企画振興部 総合政策課

☎ 018-862-5200



国民年金だよ



国民年金だよ

退職後の

国民年金の手続について

退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、引き続き厚生年金保険に加入します。しかし、それ以外の60歳未満の人は、国民年金に加入するための手続が必要となります。また、退職した人に扶養されていた60歳未満の配偶者（夫・妻）についても、同様に国民年金の手続が必要となりますのでご注意ください。

国民年金の 第1号被保険者となる場合

60歳未満で、自営業者およびその配偶者など（厚生年金保険や共済年金に加入する人やその被扶養配偶者以外の人）となる場合には、国民年金の第1号被保険者になります。

この場合には、住所地の市区役所または町村役場の窓口で国民年金の第1号被保険者となるための手続が必要です。この手続には、年金手帳

または基礎年金番号通知書を添付して、「国民年金第1号被保険者資格取得届」を提出します。

提出期限は退職日の翌日から14日以内で、本人または世帯主が提出します。

第1号被保険者の保険料は月額1万4980円（平成24年度）です。保険料については、あらかじめ一定期間分（原則として半年または1年間）の保険料を一括して納付すると保険料が割引になる前納制度や、口座振替で納付すると保険料が割引になる制度（早割制度）があります。また、保険料の納付が困難なときは、保険料の免除制度があります。

国民年金の 第3号被保険者となる場合

厚生年金保険や共済組合などに加入している被保険者（65歳以上70歳未満で高齢または退職を理由とする年金の受給権を有する人は除く）に扶養されている20歳以上60歳未満の

配偶者は、国民年金の第3号被保険者となります。

この場合には、配偶者の勤務している事業所を管轄する年金事務所に、「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）、資格喪失・死亡、氏名・生年月日・性別変更（訂正）届」を提出します。この届書には、収入確認のための書類と年金手帳または基礎年金番号通知書を添付します。

収入確認のための書類とは、非課税証明書などで、控除対象配偶者となっている人については、事業主の証明により収入確認のための書類の添付を省略することができます。

また、年金手帳または基礎年金番号通知書は、事業主が届書に基礎年金番号や氏名が正しく記入されていることを確認すれば年金事務所への添付を省略できます。ただし、氏名変更を伴う第3号被保険者の届出は年金手帳の添付が必要です。

届書の提出期限は、被扶養者に該当した日から14日以内で、事業主（健康保険組合の場合は組合）経由で提出します。

第3号被保険者の保険料は、配偶者が加入している厚生年金保険や共済組合などから拠出されますので

個別に保険料を負担する必要はありません。

国民年金の 任意加入被保険者となる場合

60歳以上65歳未満で、老齢給付の受給資格期間が不足しているか、満額の老齢基礎年金が受けられない場合には、国民年金の任意加入被保険者となることができます。

また、65歳以上70歳未満で、老齢給付の受給資格期間が不足している場合にも、任意加入被保険者（特例任意加入被保険者）となることができます。

任意加入の手続は、住所地の市区役所または町村役場の窓口で行います。年金手帳または基礎年金番号通知書を添付して、本人が手続を行います。

任意加入被保険者の保険料は、国民年金の第1号被保険者と同じですが、保険料の免除制度はありません。また、65歳以上の特例任意加入被保険者は、付加保険料の納付はできません。

なお、任意加入被保険者の場合、保険料の納付方法は原則として口座振替になります。

